



2024年9月2日

各 位

会 社 名 株式会社ファインシンター
代表者名 代表取締役社長 山口 登士也
(コード番号 5994)
問合せ先 執行部 コーポレートガバナンス部長
桜井 博
(TEL 0568-88-4355)

**2024年3月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る
承認申請書提出のお知らせ**

当社は本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、2024年3月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を東海財務局に提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げますとともに、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書

2024年3月期有価証券報告書

2. 延長前の提出期限

2024年9月2日

※本来の法定提出期限は2024年7月1日でしたが、2024年6月28日付で東海財務局より提出期限の延長のご承認をいただいております。

3. 延長が承認された場合の提出期限

2024年9月30日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2024年8月30日付「有価証券報告書の提出期限延長（再延長）の申請に係る検討のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の海外子会社であるファインシンターインドネシア株式会社において、2021年3月期頃から2024年3月期までの棚卸資産の不適切な会計処理により、実態と相違がある資産計上が行われている疑いがあることから、外部の専門家を含む特別調査委員会（以下「本特別調査委員会」といいます。）を設置のうえ、調査を進めております。

この度、本特別調査委員会の調査の過程において、当社国内工場において製造されていた部品の一部について、販売予定が無くなったにもかかわらず、複数年にわたって棚卸資産として資産計上されたままとなっている事実が新たに確認され、追加調査の必要性が生じております。また、当社の会計監査人からも、監査意見を形成するためには本特別調査委員会による追加調

査の必要がある旨の連絡を受けました。

本特別調査委員会による追加調査、調査完了後の当社決算作業及び会計監査人による有価証券報告書の追加的な監査手続等に相応の日数が必要となったことから、2024年3月期有価証券報告書を提出期限内に提出することが困難なため、当該有価証券報告書の提出期限延長（再延長）の申請を決定いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長（再延長）に関する申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上